

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 和歌山県
農業委員会名： 紀の川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,290	3,220				4,510
経営耕地面積	566	2,018	307	1,711		2,584
遊休農地面積	38	22				60
農地台帳面積	2,584	3,700				6,284

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,483
自給的農家数	964
販売農家数	2,519
主業農家数	
準主業農家数	
副業的農家数	

	農業者数(人)
農業就業者数	4,532
女性	2,056
40代以下	509

※ 農林業センサスに基づいて記入。

(農業に60日以上従事した
世帯員、役員・構成員)

	経営数(経営)
認定農業者	287
基本構想水準到達者	318
認定新規就農者	46
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	16	16
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	34	34	34

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,550ha	983.8ha	21.62%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により遊休農地が増加している。認定農業者を主とした担い手、新規就農者等への利用集積を促進していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,165ha	1,053.9ha	70.1ha	90.46%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構やJA紀の里と連携し、遊休農地等の情報共有化を図り、新規就農者も含め、担い手への利用集積を図る。また、窓口・広報紙等で農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度周知を行う。(通年)
活動実績	農地中間管理機構やJA紀の里と連携し、遊休農地等の情報共有化を図り、担い手への利用集積を図った。また、窓口・広報紙、HP等で、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度周知を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当である
活動に対する評価	妥当である

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	8経営体	7経営体	12経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5ha	3.1ha	4.2ha
課題	農業者の高齢化や後継者不足により、地域の農業を担う者が減少している。認定農業者等を主とした担い手の育成・確保を図り、地域の農業振興、農地の利用集積を促進していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
30経営体	9経営体	30.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
9ha	4.7ha	52.2%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の紹介等については農地中間管理機構やJA紀の里等と連携し、技術・経営面等の指導は、那賀振興局やJA紀の里と協力し、新たな参入につなげる。
活動実績	農地の紹介等については農地中間管理機構やJA紀の里等と連携し、技術・経営面等の指導は、那賀振興局やJA紀の里と協力し、新たな参入につなげた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当である
活動に対する評価	妥当である

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,751ha	201ha	4.23%
課 題	担い手の減少と高齢化に起因する、遊休農地の増加に対する対策が喫緊の課題となっている。将来にわたり農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の利用集積に向けた、農地中間管理機構の果たす役割が益々重要になると思われる。これらの団体と情報を共有し、いかに利用集積を進めることが課題になる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10ha	2.8ha	28.00%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	50人		8月～9月	10月～11月
		調査方法	調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員により実施する。実施に当り調査計画会議(調査地区・調査体制・調査手順について)を開催する。調査者は、調査の結果を記録簿及び調査区図に示し、事務局が集計する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:3月			
その他の活動	広報紙等を通じ、農地の適正管理と利用権設定等の農地の集積化を図ることにより、遊休農地解消につなげる。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		50人	8月～10月	11月～12月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	1月	調査結果取りまとめ時期 3月	
			第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	676筆	筆	筆
	調査面積:	60ha	ha	ha	
その他の活動	農地パトロール(随時)				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当である
活動に対する評価	妥当である

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,550ha	0ha
課 題	農地転用許可制度についての認識を高めてもらうため、制度周知が今後も必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員、農地利用最適化推進委員が各担当地区の農地利用状況調査、また農地パトロールを随時実施することにより、事前着工等違反転用の早期発見に努める。また、違反転用者に対しては、法令に従い指導を行う。
活動実績	農業委員、農地利用最適化推進委員が各担当地区の農地利用状況調査、また農地パトロールを随時実施することにより、事前着工等違反転用の早期発見に努めた。
活動に対する評価	妥当である

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等、詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 105件、うち許可 105件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	申請案件担当地区の農地利用最適化推進委員が申請人からの説明と現場確認等により将来的にも営農が可能であるかなど十分な事前調査を行う。				
	是正措置					
総会等での審議	実施状況	担当地区農地利用最適化推進委員が調査に基づき申請案件について意見を述べる。法定等許可基準に照らし農業委員が各議案について、審議する。				
	是正措置					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数				件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数				件
	是正措置					
審議結果等の公表	実施状況	議案書及び議事録により公表				
	是正措置					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 42日	処理期間(平均)	42日	
	是正措置					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 115 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請案件担当地区の農地利用最適化推進委員が申請人からの説明と現場確認等により十分な事前調査を行う。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	担当地区農地利用最適化推進委員が調査に基づき申請案件について意見を述べる。法令等許可基準に照らし農業委員が各議案について、審議する。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議案書及び議事録により公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 50日	処理期間(平均)	50日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	10 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	7 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	3 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	3 法人
	提出しなかった理由	忘却のため
	対応方針	提出されるように再督促を行う
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 439件 公表時期 令和4年 4月 情報の提供方法:ホームページに掲載
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 件 取りまとめ時期 令和 年 月 情報の提供方法:
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 6,284ha
		データ更新:随時
	公表:閲覧可能	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局に備付け

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局に備付け